

全国介護保険・高齢者保健福祉 担当課長会議資料

平成24年2月23日（木）

厚生労働省老健局

- 本冊子は、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
- リサイクル適性の表示：紙へリサイクル可
本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議 目次

【総務課関係】

1. 社会保障・税一体改革で目指す将来像について	1
--------------------------	---

【介護保険指導室関係】

1. 介護保険における指導監督業務の適切な実施について	13
2. 介護サービス事業者の業務管理体制に関する監督について	18
3. 国及び自治体間の情報共有及び指導監督体制の整備等について	20

(介護保険指導室資料)

○ 介護サービス事業所に対する監査結果の状況及び 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出・確認検査の状況	23
(1) 平成22年度の監査の実施状況	31
(2) 平成12年度～22年度までの指定取消の状況	41
(3) 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出・確認検査の状況	45

【介護保険計画課関係】

1. 地域包括ケアシステム（社会保障・税一体改革における介護の将来像）を 踏まえた第5期介護保険事業計画の実施について	65
2. 第5期介護保険料の設定について	67
3. ユニット型個室の第3段階居住費等負担限度額の引下げについて	67
4. 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者 負担軽減制度事業等について	68
5. 介護給付の適正化について	85
6. 東日本大震災に伴う利用者負担等減免措置に対する財政支援の継続について	88

(介護保険計画課資料)

1. 財政安定化基金の取り崩しに係る平成24年度の対応について	89
2. 各都道府県国民健康保険団体連合会が実施する苦情処理業務について	89
3. 給付費負担金及び調整交付金の適正な交付について	90
4. 介護政策評価支援システムの利用について	91

【高齢者支援課／認知症・虐待防止対策推進室関係】

1. 介護施設等の整備及び運営等について	97
2. 介護施設等の災害復旧について	110
3. 介護サービス事業者等の指定基準の条例委任について	113
4. 大都市特例の施行について	114
5. 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅等に係る事務の適切な実施について	116
6. ユニットケアに関する研修について	120
7. 介護施設等における感染対策等について	122
8. 低所得高齢者の住まい対策（養護老人ホーム・軽費老人ホーム）について	125
9. 介護サービス指導者等養成研修等事業の実施について	128
10. 介護相談員派遣等事業について	130
11. 百歳高齢者表彰について	131
12. 認知症施策について	132
13. 高齢者虐待防止について	139
14. 成年後見制度の利用促進について	141

(高齢者支援課／認知症・虐待防止対策推進室資料)

1. 介護施設等の整備及び運営等について	143
2. 介護施設等の災害復旧について	151

3	低所得高齢者の住まい対策（養護老人ホーム・軽費老人ホーム）について	158
4	介護相談員派遣等事業について	161
5	市町村における認知症施策の実例（熊本県山鹿市）	166
6	市民後見人養成のための研修カリキュラム（案）	172
7	平成24年度介護保険事業費補助金（認知症対策等総合支援事業）に係る 協議書類の提出について（通知案）	174
8	平成22年度認知症介護研修等受講者数等調べ	203
9	「認知症サポートー100万人キャラバン」実施状況	204
10	「介護マーク」の普及について（平成23年12月13日付け事務連絡）	212
11	各都道府県における「成年後見制度利用支援事業」実施状況（高齢者）	215

【社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課関係】

1.	認知症疾患医療センターの整備について	217
2.	新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム（第2R）認知症と精神科医療とりまとめ	222

(社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課資料)

1	認知症疾患医療センター運営事業	223
2	認知症疾患医療センター整備状況	224
3	新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム（第2R）認知症と精神科医療取りまとめ	228

【振興課関係】

1.	地域包括支援センター等の適切な運営について	233
2.	介護職員の養成研修等について	252
3.	介護支援専門員の資質向上等について	274
4.	地域支援事業について	282
5.	介護サービス情報の公表制度について	290
6.	地域密着型サービスの推進について	295
7.	デイサービスを活用した取り組みについて	302
8.	<u>福祉用具について</u>	307
9.	地域支え合い体制づくり事業について	313
10.	高齢者の生きがいと健康づくりについて	315
11.	地域の自主性及び自立性を高めるための改革（取組）について	323

【医政局指導課／在宅医療推進室関係】

1.	在宅医療介護の推進について	325
----	---------------	-----

【老人保健課関係】

1.	平成24年度介護報酬改定について	335
2.	介護予防事業について	352
3.	要介護認定について	356
4.	訪問看護の充実について	365
5.	介護療養病床について	367

(老人保健課資料)

○	会計検査院「平成22年度決算検査報告」における不適切に支払われた介護給付費の概要	369
---	--	-----

【内閣府関係】

1.	平成24年度実施予定事業（内閣府）について	371
----	-----------------------	-----

(内閣府資料)

○	エイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例の紹介事業実施要綱	372
---	----------------------------------	-----

8. 福祉用具について

(1) 福祉用具の保険給付の適正化について

① 国保連合会介護給付適正化システムの一層の活用について

福祉用具貸与の価格については、同一製品で非常に高額となるケース（いわゆる「外れ値」）が一部存在していること等を踏まえ、平成21年8月に国保連合会介護給付適正化システムを改修し、製品毎に価格の分布状況（全国、都道府県別、保険者別）を把握可能とともに、製品毎の価格幅等を抽出可能とする検索条件を拡充している。

このシステムを活用し、福祉用具貸与価格に関する項目を含む介護給付費通知について、578保険者（平成22年）において取り組んでいただいているが、当該システム改修により福祉用具の価格情報の把握が可能となった保険者では、外れ値の改善に一定の効果が見られる。また、一部の保険者では、介護給付費通知と併せて、当該システムの導入により把握される保険者の管内で貸与された製品に係る製品毎の貸与価格情報（最頻値、平均値、最高値、最低値）について、市のホームページを通じて情報提供する取組も行われている。

各都道府県におかれては、当該システムの一層の活用をお願いするとともに、価格の適正化に係る施策の推進をお願いする。

② 介護保険請求時に介護給付費明細書へ記載するコードについて

福祉用具貸与における介護保険請求時に介護給付費明細書へ記載するコードについては、「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成13年11月16日老老発第31号厚生労働省老健局老人保健課長通知）において、公益財団法人テクノエイド協会が付しているT A I S コード又は財団法人流通システム情報センターが付しているJ A N コードを基本とし、いずれのコードも有していない商品については福祉用具貸与事業者が任意で付したコードを記載することとしている。

平成23年11月10日の介護給付費分科会では、いわゆる「外れ値」への対応として、上記の介護給付費通知書等の取組が全ての保険者に普及するよう推進するなど、給付の適正化のための取組を一層推進することとされた。

これを踏まえ、介護給付費明細書へ記載するコードについては、T A I S コード

又はJANコードのいずれかを記載しなければならないことを明確にし、いずれのコードも有しない福祉用具に限り、例外として、任意で付したコードを記載することを認めるものとする。各保険者におかれでは、管内福祉用具貸与事業者に対する周知をお願いする。

(2) 平成24年度介護報酬改定に伴う見直しについて

① 福祉用具サービス計画について

ア 概要

福祉用具貸与及び特定福祉用具販売について、利用者の状態に応じた福祉用具の選定や介護支援専門員等との連携を強化するため、福祉用具貸与事業者及び特定福祉用具販売事業者に対し、利用者ごとに個別サービス計画の作成を義務付けることとし、人員及び設備に関する基準の改正を行う。

イ 改正内容

- ・ 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具サービス計画を作成しなければならない。
- ・ 福祉用具サービス計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画の内容に沿って作成しなければならない。
- ・ 福祉用具専門相談員は、福祉用具サービス計画の作成に当たり、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- ・ 福祉用具専門相談員は、福祉用具サービス計画を作成した際には、当該福祉用具サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- ・ 福祉用具専門相談員は、福祉用具サービス計画の作成後、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行う。（※福祉用具貸与のみに規定）

ウ その他（経過措置等）

- ・ 公布日に現に存在する福祉用具貸与事業者及び特定福祉用具販売事業者は、平成25年3月31日までの間に、当該事業所の全ての利用者に係る福祉用具サービス計画を作成することとする。

・ 福祉用具サービス計画の様式は、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。なお、一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会が提案する「福祉用具個別援助計画書」等を適宜参考とされたい。

② 保険給付の対象となる福祉用具・住宅改修の追加

平成24年度介護報酬改定において、次の福祉用具及び住宅改修について、平成24年4月1日から、新たに保険給付の対象とする。

ア 福祉用具貸与

追加となる用具	概要	備考
介助用ベルト	「特殊寝台付属品」の対象の拡充	入浴介助用以外のもの
自動排泄処理装置	福祉用具の貸与種目に追加	次の要件を全て満たすもの ・ 尿又は便が自動的に吸引されるもの ・ 尿と便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するもの ・ 要介護者又はその介護を行う者が容易に使用できるもの

イ 特定福祉用具販売

追加となる用具	概要	備考
便座の底上げ部材	「腰掛便座」の対象の拡充	—
自動排泄処理装置の交換可能部品	「特殊尿器」の改正	次の要件を全て満たすもの ・ レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるもの ・ 要介護者又はその介護を行う者が容易に交換出来るもの

ウ 住宅改修

追加となる改修	概要	備考
通路等の傾斜の解消	「段差の解消」の対象の拡充	—
扉の撤去	「扉の取り替え」の対象の拡充	—
転落防止柵の設置	「段差の解消に付帯して必要となる工事」の対象の拡充	スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

(3) 福祉用具の安全性・利便性の確保について

① 福祉用具臨床的評価事業の実施について

福祉用具の安全性・利便性を確保する取組として、平成21年度から利用者及び臨床場面を想定した「製品の利便性」（使い勝手）について評価を行う福祉用具臨床的評価事業を実施しており、本年度は、次の福祉用具を評価対象としている。

（評価対象となる福祉用具）

- ・車いす
- ・電動車いす（標準形・簡易形・ハンドル形）
- ・特殊寝台
- ・スロープ
- ・入浴補助用具（入浴台、浴室用すのこ及び浴槽用すのこ、浴槽内いす）

事業実施主体である公益財団法人テクノエイド協会において、これまでに73製品に対する福祉用具臨床的評価の認証が行われており、認証された福祉用具の情報は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページ (<http://www.techno-aids.or.jp/>) に掲載しているので参考とされたい。

また、平成24年度においては、引き続き、現在評価対象としている福祉用具に対する評価を実施するとともに、新たに腰掛便座及び入浴補助用具のうち入浴いすを新たに評価の対象とすることを予定しているのでご了知願いたい。

② ハンドル形電動車いすの利用者に係る鉄道利用について

介護保険制度によりハンドル形電動車いすの貸与を受けている者が鉄道の利用を希望する場合は、指定福祉用具貸与事業所又は指定介護予防福祉用具貸与事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所等」という。）は、利用者の申請に基づき証明書を交付する等の所要の手続きを行うとともに、新幹線など一部のデッキ付き鉄道車両を利用する場合には、社団法人交通バリアフリー協議会が交付した改良型ハンドル形電動車いすの認定ステッカーを当該車いすに貼り付ける必要があるとしていたところである。

これについて、「介護保険制度によるハンドル形電動車いすの利用者に係る鉄道利用について」（平成24年1月24日付け事務連絡）でお知らせしたとおり、今般、「改良型ハンドル形電動車いす」であることの確認主体が、社団法人交通バリアフリー協議会から一般社団法人日本福祉用具評価センター（以下「JASPEC」）に変更さ

れ、平成24年1月24日からJASPECによる手続が開始されている。

各都道府県においては、管内の指定福祉用具貸与事業所等及び利用者に対して周知いただき、ハンドル形電動車いすの利用者の鉄道利用が円滑に実施されるよう配慮をお願いする。

③ 福祉用具の事故について

福祉用具に係る事故防止のため、関係省庁と連携しつつ、取り組むこととしており、消費生活用製品安全法に基づき、重大製品事故情報として消費者庁が公表した情報については、都道府県、市町村及び関係団体に対して情報提供を行っているところである。

今後とも福祉用具の安全な利用に資する情報や重大製品事故情報等について、随時、情報提供するので、各都道府県におかれでは高齢者介護・障害者・医療等の関係部局間における情報共有に努めるとともに、適宜、居宅介護支援事業者及び福祉用具貸与事業者等の関係事業者に対して周知いただき、安全の確保に万全を期していただきたい。

（4）福祉用具・介護ロボット実用化支援事業について

要介護高齢者の増加や介護期間の長期化など、介護ニーズがますます増大する中、医療・介護分野は新たな成長産業として期待されており、平成22年6月に政府が掲げた新成長戦略では「介護機器（福祉用具）開発の促進」を掲げ、今後、厚生労働省と経済産業省が連携し、介護機器（福祉用具）の研究開発の推進・臨床評価の拡充を図ることとしている。

これを踏まえ、厚生労働省では、福祉用具や介護ロボット等の実用化の支援に資するスキームを確立することを目的として、「福祉用具・介護ロボット実用化支援事業」を行っている。（平成23年度予算82,840千円、平成24年度予算（案）82,840千円）

本事業の委託先である公益財団法人テクノエイド協会において、具体的には、高齢者の自立や介護者の負担軽減に資する機器のうち試作段階にあるものを対象として、次の取組を行っているので、ご承知おき願いたい。

① 専門家による事前検証

- ・ 介護現場での利用に適しているか等、モニター調査の適性の検証
- ・ 開発コンセプトの妥当性等、製品の開発過程の検証 等

② 介護施設等におけるモニター調査

- ・ 介護施設等におけるモニター調査を通じて、当該機器を介護現場で使用する上での課題の検証 等

③ その他介護機器等の実用化支援に資する実態調査・研究

- ・ 介護機器の導入環境に関する調査 等